3　過料についての裁判に対しては、当事者及び検察官に限り、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

4　過料についての裁判の手続（その抗告審における手続を含む。次項において同じ。）に要する手続費用は、過料の裁判をした場合にあっては当該裁判を受けた者の負担とし、その他の場合にあっては国庫の負担とする。

5　過料の裁判に対して当事者から第三項の即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料についての裁判をしたときは、前項の規定にかかわらず、過料についての裁判の手続に要する手続費用は、国庫の負担とする。

（過料の裁判の執行）

第百二十一条　過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2　過料の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従ってする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。

3　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

4　過料の裁判の執行があった後に当該裁判（以下この項において「原裁判」という。）に対して前条第三項の即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があったものとみなす。この場合において、原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

（略式手続）

第百二十二条　裁判所は、第百二十条第二項の規定にかかわらず、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かないで過料についての裁判をすることができる。

2　前項の裁判に対しては、当事者及び検察官は、当該裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、当該裁判をした裁判所に異議の申立てをすることができる。この場合において、当該異議の申立てが過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

3　前項の異議の申立ては、次項の裁判があるまで、取り下げることができる。この場合において、当該異議の申立ては、遡ってその効力を失う。

4　適法な異議の申立てがあったときは、裁判所は、当事者の陳述を聴いて、更に過料についての裁判をしなければならない。

5　前項の規定によってすべき裁判が第一項の裁判と符合するときは、裁判所は、同項の裁判を認可しなければならない。ただし、同項の裁判の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

6　前項の規定により第一項の裁判を認可する場合を除き、第四項の規定によってすべき裁判においては、第一項の裁判を取り消さなければならない。

7　第百二十条第五項の規定は、第一項の規定による過料の裁判に対して当事者から第二項の異議の申立てがあった場合において、前項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料についての裁判をしたときについて準用する。

8　前条第四項の規定は、第一項の規定による過料の裁判の執行があった後に当該裁判に対して第二項の異議の申立てがあった場合において、第六項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の規定は、この法律の施行後に申し立てられた非訟事件及び職権で手続が開始された非訟事件の手続について適用する。

法務大臣　江田　五月
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

家事事件手続法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

法律第五十二号

家事事件手続法

目次

第一編　総則
第一章　通則（第一条―第三条）
第二章　管轄（第四条―第九条）
第三章　裁判所職員の除斥及び忌避（第十条―第十六条）
第四章　当事者能力及び手続行為能力（第十七条―第二十一条）
第五章　手続代理人及び補佐人（第二十二条―第二十七条）
第六章　手続費用
第一節　手続費用の負担（第二十八条―第三十一条）
第二節　手続上の救助（第三十二条）
第七章　家事事件の審理等（第三十三条―第三十七条）
第八章　電子情報処理組織による申立て等（第三十八条）
第二編　家事審判に関する手続
第一章　総則
第一節　家事審判の手続
第一款　通則（第三十九条―第四十八条）
第二款　家事審判の申立て（第四十九条・第五十条）
第三款　家事審判の手続の期日（第五十一条―第五十五条）
第四款　事実の調査及び証拠調べ（第五十六条―第六十四条）
第五款　家事審判の手続における子の意思の把握等（第六十五条）
第六款　家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則（第六十六条―第七十二条）
第七款　審判等（第七十三条―第八十一条）
第八款　取下げによる事件の終了（第八十二条・第八十三条）
第九款　高等裁判所が第一審として行う手続（第八十四条）
第二節　不服申立て
第一款　審判に対する不服申立て
第一目　即時抗告（第八十五条―第九十三条）
第二目　特別抗告（第九十四条―第九十六条）
第三目　許可抗告（第九十七条・第九十八条）
第二款　審判以外の裁判に対する不服申立て（第九十九条―第百二条）
第三節　再審（第百三条・第百四条）
第四節　審判前の保全処分（第百五条―第百十五条）
第五節　戸籍の記載等の嘱託（第百十六条）
第二章　家事審判事件
第一節　成年後見に関する審判事件（第百十七条―第百二十七条）
第二節　保佐に関する審判事件（第百二十八条―第百三十五条）